

議長不信任案に対する賛成討論を行います。

先程提案されました議長不信任案は、対外的に代表権を有する議長の言動、および資質についての指摘が中心でありましたが、私は議会内における議長の言動について指摘し賛成討論としたいと存じます。

まず12月議会での西川議員の一般質問に対する対応であります。

事案の中身の是非について言及するつもりはありませんが、結果、新聞報道、ましてやテレビではNHKを始め、ほとんどの局が全国放送で取り上げ報道いたしました。

子供達や保護者、先生を始め学校当局、そして町民にも大きな動揺を与えました。

また議会からの暴露に驚きと非難の声も聞きました。

進学準備を迎える前、先生と生徒、そして保護者との信頼関係が一番大事な時期の事件となりました。

なぜこの事が家庭で、学校で、保護者会で、教育委員会で、行政で、志免町の中で解決できなかったのか、大変残念でありませんが、その大きな要因の一つが、本件に対する議長の対応に問題があったからです。

一般質問の通告は何の為に議長に提出するのですか。

12月議会でも明らかになりましたが、教育長は何度も西川議員へ内容の問合せを行い、議長も同席した事もあった訳で、内容を把握していたにもかかわらず、結局、内容について何の事前説明もさせず、本議会一般質問において暴露させ新聞そして全国テレビ報道になった訳です。

質問直後、事務局前の応接イスに座っていた議長に私は「新聞記者が来ているが大変なことになる。議長は知っていたのか」と言いますと、議長は私に「口頭で言ったんだがな」と語りました。

議長が町益を真剣に考え、中立公平でなければならない立場を認識し、的確なる判断を下し、威厳を持って対処しておれば、誰もが納得する結果となっていたはずですが。

今後は「一般質問の通告」を議長に提出する意味が無く、直接行政に対して提出しても議長は何も言えないでしょう。

ある議員には従順で、ある議員には強権な議長による議会運営では、町民に信頼を得る議会を醸成することはできません。

次の事例は、1月17日の厚生委員会でのことですが、この事例が現在の議長の姿を明瞭に物語る事例であると思います。

既に「しめだより2月号」で広報されておりますが、委員会として来年度から健康診断の一律2割の個人負担実施について、住民にとって大変重要な案件として熱心に議論をいたしておりました。

しかし1月17日の委員会中、議長は委員長である私の制止も聞かず、強行に健康課が説明する理由について述べさせようとしていました。

2割負担の理由については何度も、また時間をかけて聞き、その上でよりベターな方法の提示を行い、妥協点を探っている中で、唐突な発言であり、容認すると議論が最初に戻ると判断したため制止をしましたが聞き入れませんでした。

その前後については「委員会議事録」を皆様に参考資料として提供します。

議員必携には「議長の委員会への出席発言は、個々具体の政策判断までは論及すべきではなく、委員会運営の基本的あり方に限定しての、大所高所からの指導的立場の発言にとどめるべき」と明記されて

います。

これらの事から、厚生委員会での議長の発言は、まさに「個々具体の政策判断まで論及」するもので「2割負担」を実現させんがための誘導発言と取られても仕方ありません。

休憩時の議長発言で、「委員長たるもの根回しをして意見の集約をすべき、それが自分の自論」との発言もありました。

積極的に議論を展開している委員会運営と委員長の姿がなぜ間違っているのか。議長の自論の根回しを持って「委員長のあるべき論」を正当化し強要することは議長の取るべき姿ではない。いずれが真か町民の皆様にご質問をしたいと思います。

特に志鉦跡地特別委員会を傍聴した時の議長発言は、執行権に属する部分に対して、他の議員より率先して執行部を強烈に叱責している姿をみて唖然といたしました。

議会を取りまとめるべき議長の言動とは思えず、先程の自論と大きく食い違う言動であります。

また委員長に与えられた議事整理権、秩序保持権とも言いますが、この中には、「会議の議事進行を図るために、発言の許可、発言の制限、発言禁止、発言時間の制限、除斥、先決決議の判断、採決の整理」が整理権として与えられており、これは本議会における議長と同様と明記されています。

つまり議長には委員会における整理権はないのです。

厚生委員会では2割負担の提案理由を何度も説明を受け議論し、掌握した上で対案を出し妥協点を見いだそうとしている時に、議論の差し戻し、もしくは誘導ともとれる議長の発言を制止するとの判断は、委員長に与えられた議事整理権であり、当然の対応であります。

このことも理解されず、感情的、威圧的発言で委員長を誹謗し、委員会を混乱させることは断じて許されることではありません。

そしてもっと重大なことは、休憩後再開にあたって、議長に委員会出席を要請すると「わずらわしか」との暴言をはいて出席を拒否いたしました。

「それで良いのか」と念を押すと「委員会内での発言については謝罪も訂正もせん」とも表明され出席を拒否しました。

正式に委員長、副委員長で出席を要請したにもかかわらず「わずらわしか」との横暴な発言を持って委員会出席を拒否されたことは大変な問題であり懲罰にも値する言動であります。

他に所要がある訳でなく、その後もソファーで悠然とされていました。

そして未だに謝罪も反省の弁もありません。

「わずらわしい」のであれば今後の厚生委員会への出席はご遠慮願いたい。

ただ今申し上げました事例は、一番真実性がある直近の事例として申し上げます。

国会をはじめ、政治にかかわる全ての議会そして議員の品位について問われている今、ましてや、志免議会と議員への不信の声が聞こえてくる中、議会の最高責任者であり、議会を代表するだけでなく、志免町を代表する要職の議長がこのような議会对応なり 言動をすることを容認することは、議会の品位と信用、そして権威の失墜にもなります。

また、些細な事との判断もあるかも知れませんが、このようなことの積重ね、そして議会内部の容認する風土と自浄能力の欠如が、先程、佐藤議員が指摘したような対外的言動の助長にもつながっている訳です。

私達は、多くの町民から一票一票を頂き付託を受けた議員です。
議会を代表する議長に不信任を出すことは誰しも苦しい選択であり望む事ではありません。
しかし私達の議会には、誇りを持ちたいではありませんか。

もし間違ったり、ゆがんだりしたならば、しっかり自らの力で修正もしたいではありませんか。

そのような議会の姿に町民は信用をし、付託をしてくれるのではないのでしょうか。
住民はしっかり見えています。

どうぞ皆様の正義ある、そして勇気あるご決断をお願いし、議長不信任案に対する賛成討論といたします。よろしくお願ひ申し上げます。